

令和7年5月23日

職員の懲戒処分について

地方公務員法第29条の規定により、下記のとおり処分しましたので公表します。

利根沼田広域消防本部

記

1 被処分者、処分内容及び事案概要

(1) 被処分者： 50代男性

処分内容： 減給10分の1 3箇月

事案概要： 当該職員は、複数の職員に不適切な発言を繰り返し、就業環境を害したほか、身体への過度な接触により、相手に苦痛を与えるパワー・ハラスメントを行ったもの。

(2) 被処分者： 30代男性

処分内容： 減給10分の1 3箇月

事案概要： 当該職員は、複数の職員に不適切な発言や胸ぐらをつかみ恫喝するなどのパワー・ハラスメントを行ったもの。

2 管理監督責任等

上記のほか、2件のパワー・ハラスメント事案が確認されたが、いずれも懲戒処分には該当しないものとし、1名を文書注意、もう1名を口頭注意処分とした。これらの事案により、以下のとおり管理監督責任による処分を行った。

- ・ 消防長【文書注意】
- ・ 課長級1名【口頭注意】

3 消防長コメント

「当本部職員の不祥事により住民の皆様の信頼を大きく損ねたことを深くお詫び申し上げます。不祥事の再発防止に職員が一丸となって全力で取り組み、住民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。」

4 再発防止策

全職員に対してハラスメントに関する規程やマニュアルの再確認を指示するとともに、綱紀の粛正及び再発防止の徹底について、通知文書を発出しました。

また、所属長で構成される「ハラスメント等撲滅推進会議」を近日中に開催し、再発防止等について協議することとします。

お問い合わせ先：利根沼田広域消防本部総務課 連絡先0278-22-3133